

令和2年度 事業者によるダイオキシン類測定結果

ダイオキシン類対策特別措置法第28条第1項に基づき、廃棄物焼却炉などの特定施設を設置する事業者は、排出ガス等に含まれるダイオキシン類を年1回以上測定するとともに、その測定結果を知事に報告し、知事はその結果を公表することとなっています。

令和2年度中に県（奈良市を含む）に報告のあった事業者によるダイオキシン類の測定結果は、次のとおりです。

【概要】

- 令和3年3月末日現在で、排出ガスの自主測定結果の報告が必要な事業所数は109事業所で、このうち測定を実施したのは78事業所（72%）、未測定は31事業所であった。また、排出水の自主測定が必要な事業所数は2事業所で、全ての事業所が測定を実施した。
- 測定結果は、廃棄物焼却炉からの排出ガスで平均 0.43 ng-TEQ / m³、最大 5.3 ng-TEQ / m³、また、廃ガス洗浄施設等からの排出水は、平均 0.095 pg-TEQ / L、最大 0.19 pg-TEQ / L であった。これらの結果、排出ガス及び排出水の測定を実施した全ての事業所で排出基準を下回っていた。

【今後の対応】

排出ガス等の測定及び排出基準の遵守について、事業所に対し引き続き監視、指導を行う。

【測定結果】

1. 排出ガス

単位：ng-TEQ / m³

種類	測定対象 事業所数	測定 事業所数	測定値		排出 基準
			報告数	濃度範囲	
廃棄物焼却炉	109	78	114	0 ~ 5.3 (114 報告数平均 0.43)	0.1~10

2. 排出水

単位：pg-TEQ / L

種類	測定対象 事業所数	測定 事業所数	測定値		排出 基準
			報告数	濃度	
下水道終末処理施設	1	1	1	0.00094	10
廃ガス洗浄施設等	1	1	1	0.19	10

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻

単位：ng-TEQ / g

種類	測定対象 事業所数	測定 事業所数	測定値	
			報告数	濃度範囲
ばいじん	103	37	71	0 ~ 13 (71 報告数平均 1.6)
焼却灰等	109	74	99	0 ~ 1.4 (99 報告数平均 0.059)

< 参 考 >

1. 排出ガスの排出基準

単位：ng-TEQ / m³

特定施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設する 施設の排出基準	法施行時点で 既に設置している施設の 排出基準
廃棄物焼却炉 (焼却能力50 kg / 時以上)	4 t / 時以上	0.1	1
	2 ~ 4 t / 時	1	5
	2 t / 時未満	5	10

2. 排出水の排出基準

単位：pg-TEQ / L

特定施設の種類	施設の排出基準
廃棄物焼却炉等の特定施設から排出される下水を処理する下水道終末処理施設	10
廃棄物焼却炉等に係る廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	

3. ばいじん及び焼却灰その他燃え殻の処分基準

単位：ng-TEQ / g

区分	施設の処分基準
ばいじん 焼却灰その他燃え殻	3

(注) 法施行時点での既設焼却炉において、セメント固化、薬剤処理、酸抽出処理により処分する場合には、基準は適用されない。